

## 長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、市及び住民自治協議会が協働して住民の福祉を増進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「住民自治協議会」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている住民の自主的な団体のうち、当該団体からの申込みにより第4条の規定による協定を締結する相手方として市が認定するものをいう。

(協働関係)

第3条 市及び住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係にあるものとする。

(協定の締結)

第4条 市及び住民自治協議会は、協働して行う事務に関する事項を定めた協定を締結するものとする。

(相互の支援)

第5条 市は、前条の協定に基づき住民自治協議会が行う事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、必要な支援を行うものとする。

2 住民自治協議会は、市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。